

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月十九日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一一三）の一部を次のように改正する。

別表第一美波町の診療所の項中「看護師長」を「看護師長 事務長補佐」に改め、同表海陽町の町長部局の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、「総務課課長補佐（財政担当の課長補佐に限る。）」を削り、同町の出納課の項を削り、同町の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長 課長」に改め、同表松茂町の幼稚園の項中「園長（松茂幼稚園の園長に限る。）」を「園長 主幹」に改め、同町の中学校の項の次に次のように加える。

給食センター	主幹
--------	----

別表第一北島町の町長部局の項中「所長 総務課課長補佐（人事担当及び財政担当の課長補佐に限る。）」を「室長 総務課主幹」に改め、同町の幼稚園の項中「教頭」を「園長」に改め、同表板野町の老人ホームの項の次に次のように加える。

クリーンセンター	所長
----------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。